

瑜伽行派における信仰について

——『顕揚聖教論』「成瑜伽品第九」を中心に——

早 島 理

(広島大学)

一 はじめに

無著菩薩造『顕揚聖教論』（以下『顕揚論』）「成瑜伽品第九」の解説を試み、瑜伽行派における「瑜伽 yoga」の考察と、瑜伽・瞑想を手がかりに、同派の信仰について若干の考察を試みるのが本稿の意図するところである。

『顕揚論』においては、科文が示すように、⁽¹⁾ 瑜伽（「成瑜伽品第九」）と、現観（「現観品第八」）とは原因と結果の関係にあると云う。このことを明示するのが「現観品」第22偈 [1] と「瑜伽品」の冒頭 [2] である。

[1] 菩薩は此の位に在りて、先に修せし勝れた因力により

自他の身の苦に於て平等心性を起こす。（第22偈）

論じて曰く。此の現観の位の中に在りて、諸の菩薩は先に修習せる勝れた資糧力に由るが故に、自他の相続の苦の中に於て五種の平等心を起こす。

(vol. 17, 562b)

この第22偈「菩薩在此位先修勝因力」、長行「在此現観位中、諸菩薩、由先修習勝資糧力故」について、「瑜伽品」は次のように説く。

[2] 復た次に、前に「菩薩は此の位の中に於て先に修せし因力により」

等と説く。云何が名づけて先の因力と為すや。頌に曰く。

般若度の瑜伽あり。等至に分別無し。

一切と一切種に分別有ること無きが故に。(第1偈)

論じて曰く。三摩鉢底に依止し、般若波羅蜜多の瑜伽の勝行を發起す。即ち此の正慧は能く彼岸に到る、是れ大菩提の最勝の方便なるが故に瑜伽と名づく。此の所依止の等至に分別有ること無し。一切の法及び一切種に於て分別無きが故に。(vol. 17, 563b)

このように、『顯揚論』では、「先修習勝資糧力」である瑜伽によって、菩薩は等至を修習しつつ、現觀位で「起五種平等心」とされる。瑜伽を原因として、結果である現觀を修習すると云う。藏要版「大科」が「成趣入」のうち第八章を「果現觀」、第九章を「因瑜伽」とする所以である。

この現觀位は、直接的には菩薩の見道であり(「現觀品」第20—23偈は見道に対応)、したがって「先修習勝資糧力」を説く「瑜伽」は狭義には見道に先立って行じられる(資糧の積聚に対応、ただし資糧道としての確立は定かではない)ことになるが、ここ「瑜伽品」ではもう少し多様に説かれている。

上記[2]の如く「瑜伽品」では、瑜伽はまず「般若波羅蜜多の瑜伽の勝行」と定義される。それは「等至＝三摩鉢底(samāpatti)」に依止して彼岸へと導く「正慧」であり、「大菩提の最勝の方便」とも説かれている。すなわちここでの瑜伽とは、

〈I〉①般若波羅蜜多の「勝行」であり、②彼岸へと導く「正慧」であり、③大菩提へ至る最勝の「方便」でもある。

〈II〉また瑜伽が①～③であり得るのは、「無分別の等至」に依止しているからである、とされる。

この二つの視点から瑜伽を検討してみよう。

二 瑜伽，正行，正慧，方便，道理

初期の瑜伽行派のテキストに，瑜伽について次のような文例が散見される。

[3a] yā cotpattyapekṣā yā ca prajñaptapekṣā sā yuktir yoga upāyaḥ /

即此生起観待・施設観待生起諸蘊，施設諸蘊，説名道理・瑜伽・方便⁽²⁾。

[3b] tatra tatra dharmāṇām anyo 'nyaṃ kāryakāraṇe prati yuktir yoga upāya iyaṃ ucyate kāryakāraṇayuktiḥ /

此諸法各別作用，所有道理・瑜伽・方便，皆説名為作用道理⁽³⁾。

[4] 云何修行故三宝差別，謂……於法宝所，応修瑜伽・方便・正行⁽⁴⁾。

[5] yuktir upāyo yena prayoganiyamena līṅgasya trairūpyam ākhyāyate⁽⁵⁾ /

これらの資料は，瑜伽が方便，正行，道理と同義として用いられていることを示している。その内容は必ずしも明確とは云えないが，上記『顕揚論』の説明を通じて理解されうるであろう。すなわち，瑜伽とは単に止観を中心とした瞑想のみを意味するのではなく，大菩提⁽⁶⁾（悟り）への，道理に裏付けられた智慧にして実践行であり，両者を兼ね備えた方便なのである。

瑜伽のこのような意味内容は信・欲・正勤・方便からなる四種⁽⁷⁾瑜伽を通じても理解されよう。そこでは「信・欲」を先とする瑜伽が「正勤」あるいは「方便」であると説かれるのである。例えば『顯揚論』『摂淨義品第二』は、第2章第1偈b句「善入瑜伽」を釈して次のように云う。

[6] 「四種の瑜伽有り。一に信、二に欲、三に正勤、四に方便なり。此の論、善く彼に順うが故に善入瑜伽と名づく。」(vol. 5, 502a)

その内容は同章 vol. 7で「瑜伽分別」として詳論される(引用中の見出くゝは筆者挿入)。

[7] 「瑜伽分別とは、謂く、四種の瑜伽に依り学処を正学す。一に信、二に欲、三に正勤、四に方便なり。

〈1. 信〉

信とは、謂く、二行相及び二依処なり。二行相とは、一に忍可行相、二に清淨行相なり。二依処とは、一に觀法道理依処、二に信解人威徳依処なり。

〈2. 欲〉

欲とは、四種の欲有り。一に為(514a)証得欲、二に為問論欲、三に為証資糧欲、四に為方便修欲なり。為証得欲とは、一あるが如し、行者、上解脱に於て証樂欲を起す、広説すること前の如し。為問論欲とは、一あるが如し、行者、証欲を起し已り、僧伽藍の中に趣き、有識者・同梵行者・正行智者の所に詣で、未だ聞かざる所を聞き及び已に聞ける者の明淨ならんが為の故なり。為証資糧欲とは、有るが如し、行人、尸羅律儀清淨中に於て飲食し、量を知る中に覺悟し、方便の中に正知し、住の中及び進上の

中に証樂欲を起す。為方便修欲とは、謂く、無間方便の中・殷重方便の中・修聖道の中に於て希求を生じ樂欲を作証す。

〈3. 正勤〉

正勤とは、謂く、四種の正勤なり。一に聞法の為の故に、二に思惟の為の故に、三に修習の為の故に、四に障淨の為の故に。聞法の為の故にとは、謂く、未だ聞かざる所を聞き及び已に聞ける者の明淨ならんが為の故に、心を策勵し、方便して未だ委處せざる所を修習す。思惟の為の故にとは、所聞の法の如く、独り静處に在り、思惟称量し、其義を觀察す。修習の為の故にとは、謂く、静室に處し、止觀を数修す。障淨の為の故にとは、謂く、諸蓋を淨める為に昼夜精勤に經行宴坐し、心を策勵し、方便して未だ委處せざる所を修習す。

〈4. 方便〉

方便とは、亦た四種有り。謂く、尸羅を守護し及び諸根を守護する増上力の故に、根律儀をして清淨ならしめ、念に善住し、念に善住するに由るが故に、不放逸を得て心を守護し善法を修習す。不放逸に由るが故に、其の内心をして止と相應せしめ、及び増上慧を得て諸法を觀察す。

〈要約〉

是の如く四種の瑜伽を分ちて十六行と為す。

此の中、信に由るが故に、信、当に義を得べし。信に由りて当に義を得べきが故に、諸善法に於て修作の欲を起す。修作の欲に由るが故に、昼夜精勤し策勵に住して堅固勇猛なり。正勤に由るが故に、方便を摂修し、未だ得ざる所の義を得せしめんが為の故に、未だ悟らざる所の義を悟らんが故に、未だ証せざる所の義を証せんが故に、是の故に、此の四種の法を説いて瑜伽と名づく。」(卷7, 513c-514a)

『顯揚論』の四種瑜伽の議論は、先立する『声聞地』⁽⁸⁾や「摂事分」に見いだされる。恐らく『顯揚論』はそれらを継承したものと思われる。『声聞地』を考慮しつつ、『顯揚論』の四種瑜伽を鳥瞰しよう。

〈要約〉に説かれるように、この四種瑜伽は、「未だ体得していないものを体得し、未だ証得していないものを証得し、未だ直証していないものを直証するために、邁進する(aprāptasya prāptaye, anadhigatasyādhigamāya, asākṣātkṛtasya sākṣātkriyāyai samvartate /)」から、「瑜伽」と呼ばれるのである。同趣意の議論を我々は「摂事分」に見いだすことできる⁽⁹⁾。そこでは「於四聖諦未入現觀，能入現觀，当知略有四種瑜伽。’phags pa’i bden pa bzhi mngon par ma rtogs pa mngon par rtogs par bya ba la ni sbyor ba rnam pa bzhi yod par rig par bya sye/」と説かれ、四聖諦に未だ現觀せざる者を現觀に入らしめる為にこの四種瑜伽があると明記されている。

『顯揚論』に「学処を正学す」([7])と説かれるこの四種瑜伽は、「摂事分」によれば、四聖諦の証得のために説かれたことになる。またこの瑜伽が現觀悟入のためと説かれいることも、因瑜伽—果現觀を示すものとして留意すべきであろう。さらにこの「摂事分」は『雜阿含經』、四聖諦を説く「轉法輪經」に依拠しているとされる⁽¹⁰⁾。このように四種瑜伽は阿含を背景に説かれ、『瑜伽論』を経て、『顯揚論』に継承されてきたと云えよう。してみれば、四種瑜伽は「信，śraddhā」——それは云うまでもなく仏法への信である——から始まるが、それを支えているのは、瑜伽行者の間で継承されてきた阿含への揺るぎなき信賴であったことも理解すべきであろう。

このように阿含經典を權威とする四種瑜伽は、(1)仏法に対する全面的な信賴心(信，śraddhā)を抱くことから始まり、(2)仏法体得への強固な意欲(欲，chanda)が続く。その意欲をもって、たとえば「未だ聴聞してい

ない仏法を聴聞し、すでに聴聞した仏法を明淨にする、aśrutasya śravaṇāya, śrutasya ca paryavadānāya」のである。仏法への意欲を堅固にした者は、(3)仏道修行に専念する（正勤／精進 vīrya）。それは聞法・思惟・修習の実践を経て止観に専心し（śamatha-vipaśyanāṃ bhāvaṃyatas），仏法修行の障礙となるものを清淨なものへと昇華するのである（為障淨精進計 āvaraṇapariśuddhi）。(4)最後の方便（upāya）は、身口意の遍律儀と根律義を遵守すること（尸羅律儀 śīlasaṃvara）から始め、「善守念 sūpasthita-smṛtītā」や「無放逸 apramāda」の修習を経て、奢摩他を修し、法を觀察する（śamatha-yoga/dharmavipaśyanā）など、具体的な実践内容が説かれている。

これまで見てきたように、四種瑜伽に要約される「瑜伽」は、四聖諦の觀察を背景に説かれており、四種瑜伽を通して、同義とされている瑜伽と正行（＝正勤／精進）・方便との関連や具体的な実践内容が理解されるのである。

三 瑜伽（yoga）と無分別（nirvikalpa[-jñāna]）

上記の如き内容を有する『顯揚論』の瑜伽は、同時に「無分別の等至」に依止したものと云われる。その「此の所依止の等至に分別有ること無し。一切の法及び一切種に於て分別無きが故に」（[2]参照）を注釈して、「成瑜伽品」第2偈が説かれ、さらに無分別智を詳論して第3/4偈が続く。瑜伽と無分別智との関連を、『顯揚論』が如何に重視していたかを窺うことができる。⁽¹¹⁾

まず第2偈の検討から始めよう。

[7] 云何が一切及び一切種なるや。頌に曰く。

一切・一切種は三相と三輪なり。

謂く、名・相と、染・淨及び俱非二種なり。(第2偈)

論じて曰く。一切とは謂く、三輪なり。一に所知の境なり。二に能知の智なり。三に能知者なり。

一切種とは謂く、三相なり。一に名・相なり。二に染・淨なり。三に俱非なり。

名とは謂く、仮立等の十二種の名なり。⁽¹²⁾ 相とは謂く、自相及び共相なり。染とは謂く、染汚法なり。淨とは謂く、諸の善法なり。俱非とは謂く、無覆無記の法なり。(563b)

いわゆる「三輪清淨」にしたがい、認識の三輪「対象(所知の境)・作用(能知の智)・認識主体(能知者)」もまた清淨であると云われる。⁽¹³⁾ 「無分別」なるが故に、清淨と称されるのである。

このように、第2偈が伝統的解釈(三輪清淨)によって無分別を論じているのに対し、新たに三性説を説いて、無分別の対象(何に対する無分別なのか)を考察するのが次の第3偈である。

[8] 復た次に是の如き所説の無分別とは、何等の法に於て無分別を説くや。頌に曰く。

法及び法空に於て二種の戲論無し。

分別の無窮は無し。此の上は理に應ずるに非ず。(第3偈)

論じて曰く。法と法空とは俱に二の分別〔即ち〕二種の戲論無きが故に、無分別と名づく。云何が二と為すや。謂く、有及び無なり。何を以ての故に。色は是れ有に非ず、遍計所執の相は無なるが故に。亦た是れ無に非ず、

彼の仮の所依の事は有なるが故に。色空も亦た有に非ず、遍計所執の相は所顯無きが故に。亦た是れ無に非ず、諸法無我は所顯有なるが故に。色と色空とに於けるが如く、是の如く余の一切法及び一切の法空とに於いて、当に知るべし、亦た爾り。

諸法及び法空を離れて、外更に余の境の是れ可得者の有るに非ず。是の故に但だ二に分別無しと説く。無分別に更に分別無く、無窮の過有るには非ず。此の上は更に所知の境無きが故に。(563bc)

この第3偈により、三性説に関連して、法と法空とについて有無の戲論を離れているから無分別であるとされる。すなわちまず法について、「非有」=「遍計所執相の無」と「非無」=「仮所依事の有」が説かれる。この「有の無」と「無の有」として説かれる瑜伽行学派の空性は、いわゆる「余れるもの」として著名であり、本論「成空品第六」に詳しい。ここではその空性が、「一切法」の有無の戲論を離れることのみならず「一切の法空」の有無からの超脱としても論じられていることに留意すべきであろう。

さらに、その無分別をめぐる興味深い議論が、続く最終第4偈において展開される。それは、無分別の「智の構造」とも云うべき議論である。

[9] 復た次に、頌に曰く。

若し都て所取無ければ慧無く亦た度無し。

俱に成ず、離言を取るなり。順ずるが為に無用に非ず。(第4偈)
論じて曰く。

【反論1】此れ若し二種の分別有ること無ければ、即ち取有ること無し(①即無有取)。都て取無きが故に慧の体なお無し。況や到彼岸をや。

【答論 1】是の故に、必ず離言相の取有り（②離言相取）。此の取に由るが故に慧と到彼岸との二は俱に成就す。所以は何ん。此の聖慧は所言相の如き性を取らず（③不取如所言相性）と雖も、而も離言相の性を取る（④取離言相性）に由るが故に。

【反論 2】問う。若し此の聖慧は言相の如き性を取らざれば（⑤不取如言相性）、正法を宣説するに応に所用無かるべし。

【答論 2】答う。然らず。随順せんが為の故に。所以は何ん。離言相の取（⑥離言相取）に随順せんと欲せんが為なり。是の故に如来は正法を宣説す。（563bc）

第 4 偈は対論者との二種の問答からなる。対論者はまず、「対象についての有無の分別がなければ、それを知る般若の智慧もなく、般若の智慧に依る到彼岸もないであろう。」（4ab）と反論する。これに対し、『顕揚論』は、「離言相取」が無分別の対象を把握する。したがって般若の智慧も、それによる到彼岸も成立する（4c）と答える。

さらに対論者は「無分別智が通常の言語形態を離れているのであれば、仏陀が正法を宣説することも無意味になるであろう」と難詰する。これに対し『顕揚論』は、説法も「離言相取」に随順したありかたでなされるから、それゆえ如来が正法を宣説することも無意味ではない（4d）、と説明する。

無分別智が有無の分別を離れていると瑜伽行派が云うとき、対論者は所取の無から能取の無へいたるいわゆる「入無相方便相」への批判をも念頭においていたのかも知れない。それはともかく、瑜伽の瞑想、現観の次第では、世俗的な言葉のあり方を離脱した対象を、同じく言葉のあり方を超越した智慧が把握するという、いわば超認識という認識のプロセスを「瑜

伽品」が説いていることに注目したい。

もう一度第4偈長行に戻ろう。この論議のキーワードは「取 *grāha」分別・判断作用である。無分別であっても、慧であるかぎりは何らかの分別・判断作用(=「取」)をとまなう。それがなければ(引用①, 以下同じ)慧ではありえず、慧による到彼岸もないことになる、と云うのが【反論1】である。無分別をめぐる対論に頻出する反論である。

これに対し、瑜伽行者は、この無分別=聖慧は、第4偈c句「取離言, 離言(言葉を越えた対象)を取る」, 長行「離言相取 *nirabhilāpyatā-grāha」(②=⑥)であるから問題はないと云う。すなわち無分別の分別・判断作用は、通常の言語表現の対象を把握するのではなく(③≡⑤), 言語表現を超出した対象を把握するあり方(④取離言相性 *nirabhilāpyatā-grāhata?)であると云う。『顯揚論』のこの議論のユニークさは、無分別のはたらきをも「取 *grāha」として説明するところにある。いわば「所取能取 grāhya-grāhaka」を超出した、無色透明で純粹な認識作用としての「取 *grāha」をもって無分別「智」の分別・判断作用を論じているかのようである。しかし、無分別智のはたらきを、執着のニュアンスを含む「取 *grāha」をもって論じることは他に用例を見ないようである。⁽¹⁴⁾

この【問答1】が、無分別智のはたらきそのものについての議論であるのに対し、続く【問答2】は無分別智による説法の有効性をめぐる議論である。対論者は、無分別の智が、通常の言語形態ではないのなら、仏陀の説法も無意味ではないかと難詰する。これに対し、瑜伽行者は仏陀の説法は決して無意味ではないと云う。それは説法が、「離言相取」の言葉、無分別智の言語に依るからであるとする。無分別智の議論はここで一応終結する(「瑜伽品」終了)。

ところで、『顯揚論』は云うまでもなく玄奘訳一本のみに残存する。現

時点で『瑜伽論』等にこの第4偈との対応箇所を見いだせないのを遺憾とする。あるいはこの「取 *grāha」が玄奘の解釈である可能性は皆無ではない。その危険性を承知でいましばらく稿を進めよう。

我々は無分別智を詳細に論じるものとして、同じく無著による『摂大乘論』（以下『摂論』）第VIII章「増上慧学分」を承知している。『摂論』の無分別智を参照しつつ、『顕揚論』の無分別智を検討しよう。第VIII章「増上慧学分」第1節は無分別智を考察する視点として17の項目掲げる。その第13番目は

[10] 若加行，無分別，後得勝利。

sbyor ba las byung ba dang / rnam par mi rtog pa dang / rjes las thob pa'i phan pa dang /

として、無分別に三智を数える。いわゆる加行無分別智、根本無分別智、後得〔清浄世見〕智であり、それぞれ入見道直前、見道、修道に対応する。

さらにその第21節には

[11] 般若波羅蜜多与無分別智，無有差別。（玄奘訳，148b），

shes rab kyi pha rol tu phyin pa dang rnam par mi rtog pa'i ye shes ni khyad par med de /

とあり、無分別智と般若波羅蜜多を同一視するのは、「瑜伽品」第1偈（[2]参照）と同趣意である。さらに、その無分別智の対象（所縁 ālam-bana）について同章第5節は次のように云う。

[12] 諸菩薩所緣 不可言法性 是無分別智 無我性真如

byang chub sems dpa' rnam kyī shes // rnam brtog med pa'i dmigs pa
(*ālabhāna) ni //

chos rnam brjod du med pa nyid (*nirabhiḥlāpyatā) // bdag med de
bzhin nyid kyang de //

無分別智の対象について、「不可言法性 brjod du med pa nyid *nirabhiḥlāpyatā」, 不可言なるあり方, 言葉を超えたあり方という。「瑜伽品」[9]の「②, ⑥離言相」, 「④離言相性」あるいは「⑤不取如言相性」と同趣意である。しかし、それに「取」を付した表現は『摂論』には見あたらない。

『摂論』「増上慧学分」が三種の無分別智を説くことは既に述べた([10])。そのうち、加行無分別智は入見道直前の無分別智である。また『顕揚論』の「現観品」と「瑜伽品」の関連から、「先修習勝資糧力」と説かれる無分別の「瑜伽」は見道に先立って行じられることも既に検討した如くである(上記[2]参照)。この点に絞って両論書を重ね合わせると、「瑜伽品」第4偈の【問答1】は、無分別なる瑜伽を、加行無分別智の視点から論じたものであることが理解されよう。

さらに、『摂論』はVIII-5, 6に続く第7節において2偈をもって同趣意の問題を論じる。長尾『摂大乘論下』によれば第1の偈は「あらゆるものが言葉を越えたものであるならば、我々の分別・判断・認識は何を対象にして成立しているのか」、第2の偈は「そのような認識の対象が如何にして言葉を越えているといえるのか」という「問難への回答」であるという。してみると、「瑜伽品」第4偈の【問答2】は、『摂論』VIII-7での議論のうち「言葉による説法の妥当性」に焦点を絞り、無分別なる

瑜伽を後得〔清淨世見〕智の視点から論じたものであることがわかる。

瑜伽の無分別智をめぐる「瑜伽品」の議論は、以上のように三種の無分別智と関連させて理解することが必要である。しかし、無分別智のはたらし・構造を「取 *grāha」の語を用いて論じることは『摂論』には見あたらず、⁽¹³⁾『顕揚論』『瑜伽品』に固有の議論と思われる。

これまでの論議は以下のように要約される。

- (1) 瑜伽行派は四種瑜伽を中心に瑜伽を論じるが、それは「信 śraddhā; 仏法への全面的な信頼」を第一とし、阿含經典を背景に説かれている。
- (2) 同派では、瑜伽、正行、正慧、方便、道理が同義として用いられる。それは『顕揚論』『瑜伽品』あるいは四種瑜伽に依拠して理解される。
- (3) 『顕揚論』『瑜伽品』では、瑜伽は無分別の等至に依止するものであり、無分別智が重視されている。またその無分別智について「離言相取」など独自の定義が見られる。

本稿は平成13年度科学研究費基盤研究（C）による研究成果の一部である。

注

- (1) 『顕揚論』の科文については、蔵要版『顕揚聖教論』『大科』、及び早島・毛利「『顕揚聖教論』の科文」（長崎大学教育学部「社会科学論叢」40, 1990）、拙稿「『顕揚聖教論』研究」（同54, 1997）を参照されたい。確認のため「瑜伽品」の科文を提示する。

- 1 総挙般若為体 <第1偈> (563b)
- 2 別釈一切一切種義 <第2偈> (563b)
- 3 別釈無分別義 <第3/4偈> (563b)

- (2) SBh (Shukla, ed. *Śrāvakabhūmi*) pp.141-142; 『声聞地』初瑜伽 vol.25, 419b。

これは四種道理中、観待道理についての説明である。

- (3) SBh p.142, 『声聞地』 419b。同じく作用道理についての説明である。
- (4) 摂決摂分中「聞所成慧地」 vol.64, 653b。蔵訳 P. 193a6-7, D. 186a2。漢訳は「応に瑜伽にして方便なる正行を修すべし」もしくは「応に瑜伽の方便なる正行を修すべし」であろう。蔵訳は「chos dkon mchog la ni rnal 'byor gyi sbyor ba goms par bya bas (P. byas pas) bsgrub par bya'o」で後者のようであるが、他の用例は前者を示唆する。
- (5) Yamaguchi, ed. *Madhyāntavibhāga-ṭīkā* p.129。
- (6) 『瑜伽論』では種々の視点から瑜伽が論じられている。同論書における「瑜伽」解釈の多様性を端的に示すのは、最勝子等諸菩薩造『瑜伽師地論積』（漢訳に残存、大正 No.1580）であろう。同論書は——『瑜伽論』冒頭部に對する部分のみを抜粋短縮して漢訳したものと言われるのだが*——、「今説瑜伽師地論者、名義云何」として、論書名について、「瑜伽」「師」「地」「論」の順に解説する。その「瑜伽」は、「一切乗境行果等所有諸法、皆名瑜伽。一切並有方便善巧相應義故」（883c）であるとされ、続いて境瑜伽、行瑜伽、果瑜伽にわけて、種々の瑜伽の義を事細かに展開する**。その詳細なること、「瑜伽」の解説を閉じるにあたり、この論書みずから「如是此論瑜伽兩字、尚遍擾動聖言大海。何況具説瑜伽師地。恐難受持、故且略説。」（884c）と説くが如くである。このように、『瑜伽論』では、「瑜伽」は種々に論じられているが、ここでは『顯揚論』における用例を中心に考察する。*塚本他編『梵語仏典の研究Ⅲ 論書篇』、p.320 注8)参照 [該当箇所は菅原泰典氏による]。**例えば境瑜伽については、「……或説諸法四種道理、名為瑜伽。……或説雜染清淨無性、名為瑜伽。……或説究竟清淨真如、名為瑜伽。」（883c-884a）などと説かれている。
- (7) 『瑜伽論』「三摩四多地」（vol. 13, 346c）、『顯揚論』（vol. 4, 501b）とも、瑜伽に四種と九種を掲げるが、詳論は四種瑜伽に関して展開される。
- (8) SBh. 275, 23-277, 23, D. 102b2-103b1, 漢訳 vol. 28, 438a16-b18。紙幅の制限もあり、引用は省略する。
- (9) 「摂事分」 vol. 95, 843c = P. 323a1-8。「復次、於四聖諦未入現觀、能入現觀、當知略有四種瑜伽。(1)謂為証得所未得法、淨信増上。(2)發生厚欲。(3)厚欲増上、精進熾然。(4)熾然精進、有善方便。(1)言淨信者、謂正信解。(2)所言欲者、謂欲所得。(3)精進如前、略有五種。有勢、有勤、有勇、堅猛、不捨其軛。(4)善方便者、謂為修習不放逸故。無忘失相説名為念、於諸放逸所有過患了別智相説名正知、此二所摂名不放逸。於諸染法防守心故、常能修習諸善善法故。」
- (10) 印順編、『雜阿含經論會編（中）』は、この「摂事分」が対応する『雜阿含

經』として「第379轉法輪經」(四聖諦), Samyutta56 11-12 Tathātatena vuttā 以下, 第380經・381經をあげる。なお向井「『瑜伽師地論』撰事分と『雜阿含經』」(北大文学部紀要33-2, 1985) 参照。

- (11) 呂澂「顯揚聖教論大意」も「瑜伽者…無分別止・觀, 而成出世無分別智」(p. 78) と説き, 瑜伽の無分別なることを強調する。
- (12) 「仮立等十二種名」は「摂淨義品第二」(vol. 12, 535c) 参照。
- (13) 『顯揚論』「摂勝決択品第十一」に「復有三論理趣義。宣說諸法, 謂, 依世俗諦理趣, 宣說作者宣說作具宣說作業。如施者施行受施物者, 謂, 能行施者由此行施及施物受者。如是一切處應知。…無作用理趣者, 謂三輪清淨。隨於諸處無有作者真実可得, 無有作具亦無作業…。」(vol.20, 579b) とあり, 「如是一切處應知」と説かれるように, 三輪の考えは全てに妥当するというのが『顯揚論』の立場である。
- (14) 『菩薩地』にも, 「...praviṣṭen suviśuddhena ca sarvadharmāṇām nirabilāpyasvabhāvatām (離言自性) ārabhya prajñaptivādasvabhāva-nirvikalpajñeyasamena jñānena yo gocaraviśayaḥ /」(BBh 38, 23-26) などとあるが, 「nirabilāpyasvabhāvatā-*grāha」などの表現は見あたらない。
- (15) 『成唯識論』などにおける同趣意の議論との比較検討は稿を改める必要がある。